平成２３年（フ）第４３号
静岡県浜松市西区入野町16416番地の４
債務者　清水　実里
1　決定年月日時　平成23年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月13日午後１時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第７３号
静岡県浜松市中区早出町1260番地　テラスハウス川合Ｄ号室
債務者　砂川　史織
1　決定年月日時　平成23年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月13日午後１時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第２２７５号
東京都江東区北砂４―11―19―102、登録原票上の住所東京都江東区北砂７丁目５―11―102
債務者　タテワキ　ビューティー　パビルナ
1　決定年月日時　平成23年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４２号
静岡市清水区蒲原神沢1363番地の４
債務者　望月　広美
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月13日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４３号
静岡市清水区蒲原神沢1363番地の４
債務者　望月　規江
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月13日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１８５０号
東京都小平市美園町２丁目19番17―206号
債務者　岡元　博志
1　決定年月日時　平成23年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月20日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１８５１号
東京都小平市美園町２丁目19番17―206号
債務者　岡元　知子
1　決定年月日時　平成23年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月20日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２０年（フ）第４０１号
長野県上伊那郡南箕輪村4799番地４方書.桜ヶ丘ハイツ５号室、前住所長野県松本市筑摩２丁目33番15号
破産者　竹内　利勝
1　決定年月日　平成23年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第２１４号
長野県北安曇郡白馬村大字神城22387番地１、前住所長野県北安曇郡池田町大字会染6112番地114
破産者　平林　邦章
1　決定年月日　平成23年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第３９５号
愛知県小牧市大字久保一色3605番地18
破産者　村瀬　喜信（旧姓北島）
1　決定年月日　平成23年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１３８６号
愛知県常滑市金山字糠子２番地の212
破産者　遠藤　春美
1　決定年月日　平成23年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１４１４号
愛知県尾張旭市旭ケ丘町旭ケ丘5668番地15
破産者　小川　淳司
1　決定年月日　平成23年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２４１９号
名古屋市緑区大高町字中ノ島31番地の１
破産者　井原一嘉こと　朴　　権世
1　決定年月日　平成23年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３１０２号
愛知県瀬戸市水無瀬町206番地
破産者　サントロペこと　青木ゑい子
1　決定年月日　平成23年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３１９２号
愛知県清須市土田郷上切34番地
破産者　武田八千代（旧姓近藤・大浦）
1　決定年月日　平成23年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３２７３号
名古屋市千種区千代が丘１番104―607号　千代が丘団地
破産者　浦杉欣四郎
1　決定年月日　平成23年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３０４号
釧路市興津５丁目１番48号　平元ハイツ
破産者　矢田　康広
1　決定年月日　平成23年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所